

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第623号 平成25年10月8日

守れた筈の命

9月17日に行われた仙台地方裁判所の判決は、施設を運営する者に対して、危機管理能力が如何に重要かを改めて認識させるものとなりました。

この判決は、東日本大震災の直後、宮城県石巻市の私立日和幼稚園の送迎バスが津波に巻き込まれ、園児らが死亡した事故に関するもので、死亡した園児4人の両親が「園の対応の悪さが引き起こした人災だ」と訴えていたものです。

判決では「津波に関する情報収集義務を怠った」として訴えを認め、幼稚園側に約1億7700万円の損害賠償を命じました（9月17日付朝日新聞他）。

「津波に対する認識があれば幼い子ども達の命は救えた筈だ」という主張に対して、「それは結果論だ」という意見も有り得ると思います。しかし、今回の判決は、幼稚園が為すべき事、為し得た事を明確にし、その責任を問う形となりました。

判決の骨子は、

- ・最大震度6弱の揺れが3分間も続いていたから、巨大な津波に襲われるかも知れないと容易に予想できた。
- ・幼稚園児は危険を予見する能力が未発達で園側は園児を保護する注意義務があった。
- ・園長は津波の情報を積極的に収集すべき義務があった。
- ・義務を果たしていれば、高台の幼稚園に待機させたであろうから、園児が命を失う事はなかった。

というものです（9月17日付北海道新聞から）。

今回の裁判の大きな争点は、園側が大津波の襲来を予測できたかという事でした。これに対して、判決では上記のように園側には大津波を予測し得たし、津波の情報を積極的に収集する義務があったと述べています。

東日本大震災の大津波の犠牲者に関しては、遺族から少なくとも8件の訴訟が起こされているといます。

その中に、第七十七銀行女川支店の行員13人が屋上に避難したものの、津波が屋上に到達して12名が亡くなり、その内の3人の遺族が、近くの高台へ誘導しなかった銀行の責任を問い訴訟を起こしたというケースがあります。

この支店は2階建てで、銀行側では屋上を超す程の津波は予見できなかったと主張しています。もし私がその場にいたら、屋上に避難した可能性十分あると思うと、

いざという時の判断の難しさを痛感しますし、日頃の訓練の重要性を改めて感じます。

ただ、事態が混乱していて正確な津波情報が得られなかったとしても、大地震の後には津波が来るという事は十分予測出来た筈ですし、もしもその事への認識が十分でなかったとすれば、幼稚園側の責任は到底免れることは出来ないと思います。

東日本大震災の際の津波によって多くの命が失われてしまいましたが、そうした中でも、海岸から約500メートルにあった野田村保育所の様に、木造平屋の建物が基礎ごと津波に流されたものの、訓練通りに避難して子ども81人、職員14人全員が無事だったというところもあります。

岩手県釜石市では、死者、行方不明者が1300人以上にのぼる一方、小中学生は、ほぼ全員が無事でした。これも、普段から津波を意識した訓練を重ねてきた成果といわれています。

一方、宮城県石巻市の市立大川小学校では、全校児童108人の内7割に当たる74人が死亡、行方不明という大惨事となっています。

この様に、施設の責任者、保母や教師の皆さんの防災意識や普段の訓練、事が起こった時の判断、この違いが結果を大きく左右する事になりました。

少なくとも、津波に対する危機感があれば、安全な場所にある幼稚園からわざわざ海側に移動する事が如何に無謀かは、容易に判断出来たのではないのでしょうか。しかも、大地震の際は園庭に避難し、保護者が迎えに来てから園児を引き渡すとのマニュアルがあるにもかかわらず、教職員の大半はその存在を知らず、マニュアルに沿った訓練も実施していなかったといえます。これでは、幼稚園側から「大津波は予測不可能で、不可抗力だった」と幾ら聞かされても、遺族にとっては納得出来るものではありません。

災害はいつやって来るか分かりません。

保育園や幼稚園、学校等子ども達を受け入れている施設においては、災害から子ども達の命を如何に守るか、安全を確保するかは最も重要な課題です。

子ども達には危険を回避する能力が十分備わっていない以上、施設の責任者や教職員の責任は重大であり、平素から、危機意識を共有しながら、防災計画を不断に見直すと共に、より実態に即した訓練を重ねていただきたいと思います。

私も、障がい児の施設を運営していますので、東日本大震災を教訓にして、子ども達初め施設を利用している方々の命を守る為に最善を尽くさねばならない、との思いを新たにしているところです。（塾頭：吉田 洋一）